

エキキターレ ご利用規約

【運営事務局】

エキキタまちづくり会議

Ver.R2.06.01

内容については今後変更の可能性があります

1. エキキターレについて

「エキキターレ」は、エキキタ（広島駅新幹線口周辺地区）のまちづくりを応援する多くの関係者の協力によって、公共的な空間の中のイベントスペースとしてオープンしました。

エキキタが目指している将来像を描いた「エキキタまちづくりビジョン」に沿ったイベントを催すスペースとして、ご活用ください。（2(5)ご利用承認の項目参照）

なお、主に次のような制約がありますことをあらかじめご了承ください。（3(1)ご利用の制限の項目参照）

- ・通り抜けをする人を含めて歩行者が自由に通行・利用できる状態を確保する。
- ・イベントと関係なく通り抜けをする人が、通り抜けできないと誤認するようことがない程度に前面道路からの見通しを確保する。

詳細は、以下の規約・担当者にご確認をお願いいたします。

2. ご利用申込み手続きについて

(1) お申込みの受付開始時期

イベントスペース『エキキターレ』（以下、当施設）のご利用申込み受付は、ご利用日の12ヶ月前から承ります。但し、当施設で大型催事など早期決定を要する場合は、別途ご相談ください。

(2) ご利用日

原則として、当施設は無休といたしますが、当施設の点検・修理等などにより、ご利用できない場合がございます。予めご了承ください。

(3) ご利用時間

当施設のご利用は、原則下記の利用時間とさせていただきます。各利用区分が基本の利用時間単位となります。利用区分の時間帯から延長してご利用される場合は、別途延長料金が発生します。（ご利用時間には、準備・撤去の時間も含まれます。）

利用区分		時間
全日		9:00～21:00
半日	昼	9:00～15:00
	夜	15:00～21:00

※延長される場合の最大ご利用時間は8:00～22:00です。

(4) お申込み方法

1. はじめに

ホームページでご利用希望日の空き状況、利用料金、利用規約をご確認ください。

2. 申し込み

専用フォームに、日時・主催者・催事内容及びご担当者様のご連絡先、質問事項等をご記入の上、送信してください。利用承認の可否は、原則として申込書を当運営事務局が受領した日の翌日以降、10日(土日祝を除く)以内に返答いたします。

(5) ご利用承認条件

ご利用できるイベントは、当運営事務局が定めたエキキタビジョンに合致した内容といたします。

① 交流	来訪者や地区内の人々が集い交流するまちづくりに資する活動であるか
② 魅力資源活用	エキキタの特色を活かしたまちづくりに資する活動であるか
③ 安全/安心/快適	きれいなまちで、安全で安心して生活できるまちづくりに資する活動であるか
④ 魅力連携	広島駅周辺の様々な取組が連携し発展するまちづくりに資する活動であるか

(6) お申込みの完了

利用を承認させていただいた場合、「申込手付金(¥5,000)」を指定期日までに指定口座へお振込みください。納付が確認された時点でお申し込みが完了します。

なお「申込手付金」は、詳細が確定した後に請求させていただく「利用料金」の一部に充当されます。

(7) お申込み内容の変更

お申込み完了後、申込み内容に変更が生じた場合は、速やかにご連絡ください。

(8) お申し込みの取消し

利用者のご都合により、利用申込みを取り消される場合、「申込手付金」は返金されませんのでご了承ください。また、残金(利用料金等)の納付後、キャンセルされた場合は所定のキャンセル料をいただくことがあります。詳しくは後述の6.(3)をご覧ください。

3. ご利用の範囲・制限及び承認の取消し

下記の事項に該当する場合は、当施設利用をお断り、もしくは利用承認の取消し、または利用の停止をさせていただきます。利用の可否の判断理由は利用者に対して開示いたしませんので、あらかじめご了承ください。

(1) ご利用の制限

1. 特定の政治的主張、宗教、社会活動等を宣伝、拡大する内容と認められる行為。
2. マルチ商法、ねずみ講その他それに類する商取引に関する内容と認められる行為。
3. 公序良俗に反する行為、またはそのおそれのある行為。
4. 集団的にまたは常習的に暴力的不法行為、反社会的行為等を行うおそれのある組織の

利益になると認められる行為。

5. 歩行者の通行の妨げ及び当施設の他の利用者に迷惑を及ぼすおそれのある行為。
6. 法令に違反する行為、またはそのおそれのある行為。
7. 他者のプライバシー、財産権、著作権、その他の権利を侵害する行為、またはその恐れのある行為。
8. 他者への誹謗中傷や不利益を与える行為、またはそのおそれのある行為。
9. 施設や設備を損傷・汚損させる行為、またはそのおそれのある行為。
10. 火災・爆発等の危険を生じるおそれのある行為。
11. 音・振動・臭気の発生等により周囲に迷惑を及ぼす、またはそのおそれのある行為。
12. 通りならびに施設周囲のテナントが見通せない、または閉鎖するような行為。
13. その他、当運営事務局が当施設の管理・運営上不適切と認めたとき。

(2) ご利用承認の取消し

1. 前述の各項目に該当すると認められたとき。
2. 当施設利用料金が、特別の理由がなく所定の期日までに支払われていないとき。
3. 当施設利用申込み時に提出した書類に虚偽の記載があったとき、または承認した利用の目的・内容と異なる目的・内容で利用するとき。
4. 災害その他の不可抗力によって、当施設の利用ができないとき。
5. 当施設の利用に当たって、当運営事務局が定める利用規則を遵守しないとき。
6. 当施設の管理の都合上、やむを得ない事由が発生したとき。
7. 当施設の信用を毀損する行為があったとき。
8. 関係機関への届出や許可申請等、必要な事務処理を怠っていたとき。
9. その他当施設の利用を承認できないと認められたとき。

※不適切な利用状況が認められた場合には、利用の中止だけでなく、当施設の設備等の原状回復も求めます。

4. 反社会的勢力の排除

1. 当施設は、利用者等が反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、その他これらに準ずる者)、または、以下のいずれかに該当すると判断した場合は、利用を承認いたしません。上記の事実が判明した場合は、何ら催告することなく予約・利用を取り消しいたします。

(ア) 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき。

(イ) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(ウ) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的で不当に反社会的勢力を利用したと認められるとき。

(エ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜供与する等の関与をしていると認められるとき。

(オ) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を持っているとき。

2. 前項に該当した場合、受領済みの当施設利用料の返還や、利用者等に生じた損害の賠償は行いません。また、予約・利用の取り消しにより当運営事務局が損害を被った場合は当該損害を賠償していただきます。

3. 当施設は、利用者等が自らまたは第三者を利用して以下のいずれかの行為をした場合は何ら催告することなく予約・利用を取り消しいたします。この場合、受領済みの当施設利用料の返還や、利用者等に生じた損害の賠償は行いません。また、予約・利用の取り消しにより当運営事務局が損害を被った場合は、当該損害を賠償していただきます。

(ア) 暴力的な要求行為。

(イ) 法的な責任を超えた不当な要求行為。

(ウ) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。

(エ) 風説を流布し、偽計または威力を用いる行為。

(オ) その他上記に準ずる行為。

5. 利用権の譲渡・転貸の禁止

当運営事務局に無断で当施設の利用権を第三者に譲渡または転貸はできません。

6. ご利用料金

(1) 当施設利用料および設備備品料金（別紙『利用料金&エリア』参照）

お申込みが完了した利用者と打ち合わせをさせていただきます（7. ご利用前打ち合わせ参照）。利用エリアや電気・水道・備品等の使用が確定した後、別紙『利用料金&エリア』の利用料に準じて「当施設利用料および設備備品料金等」を請求させていただきます。

(2) 当施設利用料金の支払

当施設利用料および設備備品料金等のお支払いは全額前納とさせていただきます。当運営事務局が指定する期日までに指定口座にお振込みください。お支払いがない場合、ご利用を取り消す場合がございます。催事当日に発生した設備備品料金等は催事終了後にご精算ください。

(3) キャンセル料

利用者の都合により、すでに承認された申込みを取り消される場合は、下記のキャンセル料を申し受けます。

取消日	キャンセル料金
ご利用日の14日前～8日前まで	施設利用料金の30%
ご利用日の7日前～2日前まで	施設利用料金の50%
ご利用日の前日～当日	施設利用料金の100%

※利用を取りやめた時点で、すでに発生した実費については、キャンセル料とは別にご請求させていただきます。

※当運営事務局から返金がある場合、振込手数料等を差し引いて返金いたします。

※開催当日に台風などの自然災害の恐れがある場合、キャンセル料は別途相談させていただきます。

7. ご利用前打ち合わせ

(1) 打ち合わせ内容

お申込み完了後、「利用計画書」（添付書類に記入）をご提出ください。「利用計画書」をもとに電話・メールで詳細を確定していきます。必要に応じて、現場の下見や直接の打ち合わせにも対応いたします。

(2) 関係官庁への届出等

催事を実施する場合、関係官庁への届出等が必要となる場合がございます。利用者の責任において所定の届出等を行ってください。許可された諸届出の写しを使用開始日の10日前までに当運営事務局へご提出ください。

消防署	催物開催届・禁止行為解除申請等
警察署	催物開催届
保健所	飲食を行う場合
日本音楽著作権協会（JASRAC）	音楽著作権使用の場合

※消防局及び防火責任者と必要に応じて協議の上、消火活動のスペース確保など防災対策に十分配慮してください。

※利用者が安全に避難できるように、適切な避難経路の確保などに十分配慮してください。

8. 利用者の管理責任

- (1) 当施設の利用期間中(準備・撤去を含む)の催物に関する管理責任は、関係業者、来場者の行為によるものであっても、すべて利用者に責任を負っていただきます。事故防止には万全を期してください。
- (2) 入場整理・会場警備要員の配置等、避難誘導體制については、利用者の責任において、警備会社へ委託するなど、場内整理及び盗難、火災等の防止に努めてください。なお、警備会社は、当運営事務局の指定業者といたします。
- (3) 当施設内で発生したゴミについては、お持ち帰りください。やむを得ず当運営事務局にて処理を行う場合は、別途処理代行料金を申し受けます。なお、著しく施設を汚損した場合は、別途清掃料をいただく事がございます。
- (4) 当施設にて電設工事が必要な場合は、当運営事務局の指定業者といたします。
- (5) 貸出備品は利用後、すみやかに返却してください。
- (6) 施設、設備、備品等を破損または紛失した場合は、すみやかに当運営事務局までご連絡ください。
- (7) 修理復旧費等については、利用者の責任において原状回復するか、その損害を賠償していただきます。
- (8) 当施設内に利用者が持ち込まれた備品、物品については、利用者に保管の責任を負っていただきます。
- (9) ご利用時間の確認のため、ご利用の前後に必ず当運営事務局までご連絡ください。
- (10) 利用期間中、利用者等の責任者を指定し、会場内に常駐させてください。
- (11) 催事等の宣伝やチケット販売は、当運営事務局の「申込書」確定後に行ってください。

9. 免責および損害賠償

- (1) 当施設利用に伴う人身事故及び物品の盗品・破損については、原則として当運営事務局では一切の責任を負いません。また、天災地変、交通機関のストライキ等の不可抗力によって催物を実施できなくなった場合の損害についても、当運営事務局ではその責任を負いません。
- (2) 当運営事務局の責任に帰すべき事由により、利用者が損害を被り、利用者が当運営事務局に対し、その損害の賠償を請求した場合は、当運営事務局は受領する「利用料金」の範囲内において賠償するものといたします。ただし、利用者の損害の内、機会損失等の逸失利益に関しましては、当運営事務局はその損害の責任を負いません。
- (3) 本利用規約および当施設利用について、利用者と当運営事務局で紛争が生じた場合には、日本国において有効な法令を準拠法とし、訴訟等については、当運営事務局が指定する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。
- (4) 本利用規約、利用料金、備品等は、今後予告なく改定することがございます。

- (5) その他、本利用規約に違反して当運営事務局が損害を被った場合には、その損害について賠償請求いたします。また、次回以降の利用を承認しない場合があります。
- (6) 当施設による利用承認後の取り消しに伴う利用者からの損害賠償やその他一切の請求について、当運営事務局はその責任を負いません。

10. 利用上の注意・禁止事項

(1) 共用部分の利用

- 1. 当施設で、同時に別の催事等が行われる場合、通路等は共用となる事がございます。
- 2. 共用部分に関しては、利用者が重なる場合は、利用調整をおこなう事がございます。

(2) 外部からの機器・備品の持込み

備品は外部からの持込み可能です。但し、電気ならびに水道施設工事については、指定業者とさせていただきます。音響などのオペレーター手配も承ります。

(3) 安全注意事項

当施設は、安全かつ円滑な運営管理を行うため必要と判断した場合には、利用中であっても立ち入り、施設、設備等の点検等を行うことがあります。また、当運営事務局の裁量により当施設の様子をモニターし、録音・録画その他の方法により記録する事があります。

(4) 搬入・搬出

- 1. 機器・備品のお持込みにおける搬入・搬出にあたっては、事前に指示した経路に従いお願い致します。
- 2. 搬入・搬出にあたっては、必要な養生を行ってください。所定箇所の養生が認められない場合は、作業を中止していただく場合がございます。
- 3. 搬入・搬出用車両は荷積み・荷降し作業が終了次第、退出してください。
長時間駐車はできませんので、予めご了承ください。
- 4. 台車は、利用者でご用意ください。

(5) 駐車場

当施設は駐車するスペースはありません。利用者の負担で近隣駐車場をご利用ください。

(6) 付保条項

催事開催に関連する万一の事故等による損害を補償するため、利用者等の責任と負担においてイベント保険等の損害保険や、傷害保険等に加入することをお勧めします。

11. その他

- (1) 本規約に定めない事項は、利用者等と当運営事務局が誠意を持って協議の上、円満に解決するものとします。
- (2) 当運営事務局が特別に認める場合は、上記までの規定と異なる取扱いをする場合があります。

◎本規約は、2020年6月1日現在のものです、今後、変更する場合があります。